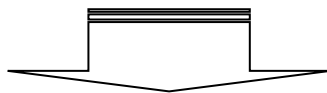


三次中学校での
体罰, セクシュアル・ハラスメント,
パワー・ハラスメント,
障害などを理由とする差別

についての相談は…



【相談員】

教 頭	松本 温三(教頭)
事務 長	山根 悦子(総括事務長)
教 諭	河村 昌子(生徒指導主事)
教 諭	杉原 悠河(特別支援教育コーディネーター)
養護教諭	藤本あゆみ(保健主事)

「体罰」⇒「手や物でたたかれた」「足でけられた」などのことです。

「セクシュアル・ハラスメント」⇒「さわられたいして、いやな思いをした」などのことです。

「障害などを理由とする差別」⇒ 障害があることなどを理由に不当な扱いを受けたい、生活する上で当然必要な配慮をしてもらえなかったりするということです。

三次中学校 (0824) 62-2896

次のところでも相談を受け付けています。

- ◇ 三次市教育委員会学校教育課 ☎0824(62)6187
- ◇ 広島県教育委員会事務局 ☎082(513)4917・4918・4919
- ◇ 広島県立教育センター ☎082(427)3076